

茨木市病児対応型病児保育事業の実施及び補助金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、児童が病気の回復期に至っていないが病状の急変など入院治療の必要がない場合で、保護者による保育を行うことが困難な状況において、その児童の適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる病児保育事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、それに対する補助金を市が交付することにより、児童の保護者が安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2 事業の実施主体は、病院・診療所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された私立保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けて設置された私立幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の規定による認定を受けた私立保育所型認定こども園及び私立幼稚園型認定こども園（第5において「認可保育施設」という。）（以下これらを「事業実施者」という。）に付設された専用スペースにおいて、国が定める病児保育事業実施要綱及び次の各号に掲げる施設設置基準のいずれにも合致し、第3から第9までに定める運用を実施する者のうちから市長が選定する。

- (1) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98平方メートル以上とし、1室8.0平方メートルを下回らないこと。
- (2) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (3) 調理室（本体施設等の調理室と兼用するものを含む。）及び調乳室（専用の調乳室が設けられない場合で、保育室等の一部を調乳コーナーとして区画したものを含む。）を有すること。
- (4) 保育士の配置は、利用児童数3人に対し1人以上とすること。
- (5) 児童の看護を専門に担当する職員として、看護師等（看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。）1人を配置すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業に必要な設備及び備品を備えていること。

（対象児童）

第3 事業の対象となる児童は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 生後6月から小学校第3学年修了前までであること。
- (3) 病気の回復期に至らない状態であり、医療機関による入院治療の必要はないが、

集団保育が困難であること。

(4) 保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号（第6号及び第9号を除く。）のいずれかに該当すること。

(5) 小児科医及び事業実施者が本事業による保育を受けることが可能であると判断していること。

（事前登録）

第4 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ、保育を受ける児童について茨木市病児保育事業利用登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けるものとする。この場合において、児童が認可保育施設に入所していない場合は、第3第4項に該当する要件にかかる証明書類を、登録申込書に添えて提出しなければならない。また、次の各号に掲げる世帯に属するときは、当該世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を登録申込書に添えて提出しなければならない。ただし、第3号に定める書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯 生活保護証明書

(2) 保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯 保護者が里親であることを証明する書類

(3) 市町村民税が非課税の世帯 次のア及びイに掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定める年度分の世帯全員の市町村民税が非課税であることを証明する書類

ア 当該年度の4月1日から8月31日までの間に事業を利用する場合 前年度

イ 当該年度の9月1日から翌年3月31日までの間に事業を利用する場合 当該年度

2 前項の規定による登録の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の末日とする。（利用手続等）

第5 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ事業を実施する施設（第6及び第7並びに第8において「実施施設」という。）に利用の予約を行うものとし、事業実施者は、定員の範囲内で利用の予約を受け付けるものとする。

2 利用の予約をした保護者は、茨木市病児保育事業利用申込書（様式第2号）に小児科医から発行された茨木市病児保育事業意見書（様式第3号）を添えて利用日までに事業実施者に提出しなければならない。

3 事業実施者は、前項に規定する利用申込みを受けたときは、速やかに利用の承認の可否について保護者に通知するものとする。

4 事業実施者は、第2項に規定する利用申込みに際し、必要と認める場合は、児童の診察を行うことができる。

(利用の取消し等)

第6 事業実施者は、次のいずれかに該当するときは、第5第3項の利用の承認をせず、若しくは利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 保護者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 児童が第3に掲げる要件のいずれかを欠くと認められるとき。
- (3) 定員を超えるとき。
- (4) 保護者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 児童の状態が変化し、実施施設における対応が困難なとき。
- (6) 保護者が管理上必要な事業実施者の指示に従わなかったとき。
- (7) その他事業実施者が不相当と認めたとき。

(利用料金等)

第7 事業を利用しようとする保護者は、実施施設の定める経費について、その実費を負担しなければならない。

(保護者等の留意事項)

第8 保護者は、利用に際しては実施施設の職員に、児童の健康状態その他処遇上必要な事項について、十分に説明しなければならない。

- 2 保護者は、利用期間中、常に連絡先を明らかにしておくとともに、第6の規定に該当し、利用を中止することとなった場合は、直ちに児童を引き取らなければならない。
- 3 実施施設の職員は、児童の状況を十分に把握の上、安全かつ適切な処遇に努めるとともに、利用期間中の児童の保育状況等の記録を整備しなければならない。

(補助対象)

第9 補助の対象となる事業は、事業実施者が実施する子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）第3条第15号に規定する病児保育事業とする。

(補助対象経費)

第10 補助の対象となる経費は、病児保育事業の実施に必要な経費とする。

(補助金額)

第11 補助額は、補助対象経費の合計額から事業の実施により得られた収入額を差し引いた額又は国の要綱別紙病児保育事業の病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の項に定める基準額のいずれか少ない額とする。ただし、合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(利用状況の報告)

第12 事業実施者は、毎月の利用状況を茨木市病児保育事業利用状況報告書（様式第

4号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請)

第13 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第14 市長は、第13の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第15 第14の補助金交付決定通知を受けたものは、茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、概算払による補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16 市長は、第15の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 第15における概算払の交付時期は、9月とする。

(変更の申請)

第17 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第13に準じて茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付変更承認申請書(様式第8号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第14に準じて決定の内容を変更し、茨木市病児対応型病児保育事業補助金変更承認通知書(様式第9号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第18 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市病児対応型病児保育事業補助金実績報告書(様式第10号)に事業変更計画書、収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第19 市長は、第18の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市病児対応型病児保育事業補助金確定通知書(様式第11号)により報

告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第20 第19の補助金確定通知書を受けたもので概算払いによる補助金の交付を受けたものは、精算の手続きを行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市病児対応型病児保育事業補助金精算追加分交付請求書（様式第12号）により不足額を請求しなければならない。

（立入検査）

第21 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第22 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第23 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第24 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

（国の要綱の順守）

第25 市長並びに補助金の交付を受けるもの及び受けたものは、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、病児保育事業に係る国の要綱の規定を順守しなければならない。

（市長の指示）

第26 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(補則)

第27 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月11日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第5に規定する事前登録その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から実施する。

令和 年度 茨木市病児保育事業利用登録申込書

[illegible]

(提出先)

申込者住所 茨木市

(保護者) 氏名

緊急連絡先

(フリガナ) 【児童名】		平成・令和 年 月 日生 男・女 (歳)		
保育希望期間	月 日から 月 日までの 日間			

- 【急変時の対応等】

疾病等	
新型コロナウイルス感染症検査	①検査なし ②判定（陽性 / 陰性） ③検査方法（抗原検査 / PCR検査 / その他）
指示事項	
食 事	・指示なし ・指示あり（ ）
投 薬	病児保育室での投薬（あり ・ なし ） 処方 1 2 3 頓用・定期薬 他
診察日（令和 年 月 日） 現時点では、病児保育事業の利用が可能なことを認めます。 医療機関 医 師 名 住 所	

様式第4号（第12関係）

住所

年 月 日提出

法人名

代表者名	代表者職名	代表者印鑑	代表者印鑑の捺印位置	代表者印鑑の捺印方法	代表者印鑑の捺印回数	代表者印鑑の捺印位置	代表者印鑑の捺印方法	代表者印鑑の捺印回数
代表者名	代表者職名	代表者印鑑	代表者印鑑の捺印位置	代表者印鑑の捺印方法	代表者印鑑の捺印回数	代表者印鑑の捺印位置	代表者印鑑の捺印方法	代表者印鑑の捺印回数

印

施設名

茨木市病児保育事業利用状況報告書 (年 月分)

利用児童名	年齢	利用料金 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	利用料金計

様式第 5 号（第 13 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付申請書

茨木市病児対応型病児保育事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第 6 号（第 14 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市病児対応型病児保育事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 7 号（第15関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市
病児対応型病児保育事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第8号（第17関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市病児対応型病児保育事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市病児対応型病児保育事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第 9 号（第 17 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市病児対応型病児保育事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市病児
対応型病児保育事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 変 更 増 減 額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 10 号（第 18 関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市病児対応型病児保育事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

（1）収支決算書抄本

様式第11号（第19関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市病児対応型病児保育事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市病児対応型病児保育事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金概算支払額 | 円 |
| 3 | 補助金確定額 | 円 |
| 4 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第12号（第20関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑨

茨木市病児対応型病児保育事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
病児対応型病児保育事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額）
- 3 補助金概算支払額
- 4 補助金確定額
- 5 精算追加請求額